

第30回 和泉市入札等監視委員会(会議概要)

開催日時	平成29年10月2日(月)午後1時30分から午後2時30分
開催場所	和泉市役所1号館3階会議室
出席者	委員:弁護士、警察OB、大学教授 事務局:総務部長、総務部総務監、契約担当課長、契約検査室総括主幹、契約検査室総括主査、合計8名
審議対象期間	平成29年4月1日から平成29年7月31日まで
議 題	<p>議案審議</p> <p>(1)入札・契約手続きの運用状況について</p> <p>(2)入札方法別抽出工事案件審議</p> <p style="padding-left: 2em;">和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第3条に基づき、同基準第2条第1号の工事等一覧表の中から、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。</p> <p>その他</p> <p>(1)指名停止と再苦情処理の状況について</p> <p>(2)談合疑義に関する対応について</p>
審議概要	<p>(1)入札・契約手続きの運用状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">○建設工事入札資料配布の方法の変更について</p> <p style="padding-left: 2em;">目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加業者の拘束時間の軽減によるサービス向上及び事務改善を図るべく改善した。 <p style="padding-left: 2em;">概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来窓口で配布していた建設工事の入札関係図書が、入札参加者に通信する特定のパスワードにより、市ホームページから、ダウンロードし、入手可能とした。(窓口配布も可。) <p style="padding-left: 2em;">委員長～パスワードは、入札案件によって毎回変わるのか。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、参加業者の混乱もなく、サービスの向上に繋がっているのか。</p> <p style="padding-left: 2em;">事務局～パスワードは、入札案件ごとに異なる。エクセルで設定をすれば、毎回自動的にランダムな数字が設定される。また、参加業者からも、特に問い合わせがなく、サービスの向上に繋がっていると考える。</p> <p>(2)入札方法別抽出工事案件審議</p> <p style="padding-left: 2em;">平成29年4月から7月までの抽出案件の入札・契約について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限付一般競争入札案件 <ul style="list-style-type: none"> ①市立鶴山台北小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事

審議概要

委員～特に質疑なし

・公募型指名競争入札案件

- ①市立南松尾はつが野学園空調機設置工事
- ②市立南池田中学校空調機設置工事
- ③受託工事 三林町配水管移設工事(復元)
- ④旧南松尾中学校除却工事

委員～①②は、共に空調設置工事であるが、設計金額に差があるのは、なぜか。

事務局～①は、動力が電気のため、工種は電気工事での発注であり、②は、動力がガスのため工種は管工事での発注となる。

設計金額に差があるは、接続に係る工事の工程が異なること、機器の構造上、電気機器の方が比較的安価であること及び設置台数によるものである。

委員長～どんな理由で電気・ガスを使い分けているのか。

事務局～立地場所の環境条件により、電気・ガスのいずれかを選択している。①は新設校であり、一からコストを比較検討した結果、電気での設計施工となった。

既設校においては、電気を選択した場合の受電設備の改修費用等も含めて比較検討し、電気・ガスを選択している。

委員～市立南松尾はつが野学園は、本年4月に開校した学校であるが、今回の空調工事を当初の新築工事に含めた発注はできなかったのか。

事務局～本市では、平成25年度から中学3年生の教室に空調設備を設置してきた。その後、今年度中学1、2年生の教室にも空調設置をすることとなった。市立南松尾はつが野学園の新築工事は、設計施工段階では中学3年生の教室のみに空調設置の予定であったが、今年度予算により中学1、2年生の教室にも空調を設置することになったため、別途発注となったものである。

・指名競争入札案件(③④⑤…入札中止案件)

- ①和泉市立青少年の家野外炊飯場整備工事設計業務
- ②市立いぶき野小学校便所改修電気設備工事
- ③受託工事 上町給水管移設工事(仮設)
- ④市立南池田中学校体育館非構造部材耐震化等改修機械設備工事
- ⑤和泉市総合福祉会館ボイラー改修工事

委員～③④⑤の工事のように事前辞退により入札中止となる事案はよくあることか。

事務局～近年(2、3年)の傾向としては、積算が合わない、技術者配置が不可等の理由で、中止となるケースがある。

委員長～②は、1者応札での落札であるが、入札執行したのか。

事務局～入札は4者で執行したものである。応札の結果、3者が札(入札当日の応札)での辞退であり、1者が予定価格の範囲内の応札であったことから落札したものである。

委員長～②の落札率100%については、どうなのか。

事務局～8者のうち、3者が「積算金額が予定価格を超える」等の事前辞退をしたが、入札は4者が応札していること、応札額が予定価格の範囲内であったことから、落札者に決定したものである。

委員長～③④⑤の中止となった理由は、入札前に辞退の申出があり、入札参加業者が1者となったため中止となったということか。

事務局～そのとおり。入札要項に基づき、中止としたものである。

委員長～辞退の理由は、確認しているのか。

事務局～事前辞退の理由は、可能な限り聞き取りで確認している。札(入札当日の応札)での辞退の場合は、理由は確認していない。

委員～③は、6月27日入札でも中止しているが、同じ業者を指名しているのか。

事務局～同じではない。6月27日の1回目は、管B等級の5者を指名したが、4者が事前辞退届を提出したため、入札参加が1者となり、入札要項に基づき、中止に至った。2回目は同仕様の工事であることから、1回目に辞退した業者を除いた管B等級業者及び入札に参加意思を示した1者を指名したものである。

委員～④は指名業者が15者もある。多すぎないか。

事務局～体育館非構造部材耐震化等改修機械設備工事は、近年、辞退する業者が多いこと、また学校施設の工事期間が限られていることもあり、管B等級で指名可能な全業者を指名している。

・随意契約案件(※指名競争入札案件(③④⑤…入札中止案件))

① 受託工事 上町給水管移設工事(仮設)

② 市立南池田中学校体育館非構造部材耐震化等改修機械設備工事

③ 和泉市総合福祉会館ボイラー改修工事

委員長～すべて予定価格100%での落札率であるが、理由は何か。

事務局～今回の抽出案件は、「積算金額が予定価格を超える」等の理由で1者のみを残した辞退による中止案件であったため、工期等も勘案し再度入札しても受託者決定が困難であると判断した。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、入札参加意思があった1者から見積りを徴したところ、予定価格の範囲内で落札可能と確認し、随意契約に切り替えたものであることから、落札率は100%であるが競争性は確保できているものと考えている。なお、今回の抽出案件以外の地方自治法

施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約は、85.3%で契約している。

委員～③1回目6月30日の入札で辞退の申出をしなかった1者については、2回目7月18日の入札では指名しなかったのか。

事務局～1回目で辞退の申出をしなかった1者については、中止した際に同案件での以後の入札について、辞退する旨の意向を確認したため、2回目の入札は指名していない。

その他

(1)事務局から期間中の指名停止業者の説明及び苦情処理案件について報告。

- ・指名停止業者 1者
- ・苦情処理案件 該当無し

(2)談合疑義に関する対応について

○事務局から投書(匿名)及び経過について報告。

事務局～平成29年5月8日に本室あて、7月31日から9月27日までの間で4回にわたり本委員会委員長あて、造園工事の入札結果に関する投書があった。この件については、適宜委員長に報告している。

委員長～造園工事に係る過去1年間の入札結果一覧表を見れば、落札金額と次点業者の応札額とが拮抗しており、一定の競争性が確保されているものとする。

委員～入札結果から、一定の競争性は確保されていると思われる。

委員～今回の29年4月から7月までに発注した案件には、造園工事はなかったのか。

事務局～実施していない。

委員長～市では入札談合情報の定義や対応はどのようになっているのか。

事務局～市では、入札談合情報として取り扱うには、まず第一に情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであることが必要と考えている。今回の一連の投書ではこれらが明らかになっていない中、対応に苦慮している。

委員長～談合情報は、信憑性が必要であるが、投稿者の氏名がわからないと、聞き取り調査ができず談合情報の信憑性の確認ができないのでは。

委員～私も基本的には同様と考える。入札の結果だけでは難しいと考える。何か他に情報はないのか。

事務局～投書は匿名であり、入札結果だけをもって「談合の疑い」とするものである。市ホームページからの問い合わせも含め、それ以上の情報は得られていない状況である。

委員長～今回の投書も、これまでの範囲内であると考えがいかがか。

委員～異議なし。

委員長～同様の投書等が何度もある中、市の業務に支障をきたしていないのか。

事務局～市としても困惑している。投書等に対しては、毎回真摯に対応してきたが、業務に支障をきたした時期もあった。

委員長～限度を超えると、業務妨害にもなりかねない。

委員長～現段階では、入札談合情報として取り扱うに至らず、引き続き、動向を見守ることでよいか。

委員～異議なし。

委員長～今後の動向を見守っていくこととしたい。

以上